新型コロナウイルス感染または感染疑い者の届出チャート

第3版
2020-07-15

*1:医療機関受診の必要性を示すものではなく、
既に受診した場合でその後も症状が改善しない場合の取扱いを示す

*2: 医療機関受診や診断の有無を問わない。オンラインでの受講が可能な場合も含む

感冒様症状
（微熱、咳、下痢など）

医療機関受診*1

自宅療養開始

- 毎日、体温・症状を記録紙に記録する（記録紙がない場合はメモ書きでも可）
- 症状に応じて、医療機関を受診

連絡*2

電話または
WEBフォーム

学生・
研究生

教職員

各学部・研究科
教務担当課

各所属部署

各学部の運用に応じて、
科目担当者、担任等へ連絡

学生支援課

人事課

必要に応じて個別相談も可能

PCR検査等の実施、入院など
状況に変化があった場合にも
大学へ連絡

毎日集計

保健センター

記録紙提出

届出データと照合、
療養期間確認、
体調確認のうえ
証明書発行

・集団感染疑いなどの注意喚起
・学部閉鎖・学校閉鎖の助言

【感染疑い者】薬を服用しない
状態で症状消失後48時間経過
【感染者】学校医及び所属長の判断

登学・登校・出勤可能

自宅療養証明書
（公欠席、出勤停止扱いに必要）

PCR検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、
感染が判明した場合には、必ず大学に連絡してください